


第7号
2019年
11月8日

INFINITY

～八王子地本青年部情報～

東日本旅客鉄道労働組合
八王子地方本部青年部
発行責任者 神津 良樹
編集責任者 岩上 拓矢
八王子地本HP 
「東労組八王子」で検索

〒192-0904 東京都八王子市子安町1-14-15 TEL/053-2725

「時季変更権の乱用による年次有給休暇の失効を許さず適正な要員配置を求める八王子地本集会(仮称)」に結集しよう！！③

**立川車掌区では会社による時季変更権行使が年々増加！
申29号で年休申請に対する適切な取り扱いを求めてきたが・・・**

八地申第29号 年次有給休暇の請求に対する適切な取り扱いを求める申し入れ

八王子支社

申し入れ	回答及び見解
1. 時季指定した年次有給休暇に対し、時季変更権を行使した場合の取り扱いについて明確に示すこと。	年次有給休暇の時季指定があれば会社として責任をもって操配し、業務運営上可能な限り年休付与しており、会社は、年次有給休暇を付与することが業務の正常な運営に支障があると判断した場合、他の時季に変更する。
2. 労働基準法第115条の趣旨に鑑みれば、時季変更権が行使された場合は、時効の中断が発生することに対する考えを示すこと。	年次有給休暇については、法令及び就業規則に基づき取り扱っている。 なお、年次有給休暇の残日数は厳正に管理しており、社員から照会があれば回答している。
3. 時効の中断が発生した場合は、時季変更権を行使した日を起算日として2年間は時効による年休消滅がないことから、社員に対して年休の残日数について明確に示すこと。	年次有給休暇については、法令及び就業規則に基づき取り扱っている。 なお、年次有給休暇の残日数は厳正に管理しており、社員から照会があれば回答している。
4. 時季指定した年休に対して時季変更権が行使されて時効が中断されたにもかかわらず、時効によって消滅したとして労働者に正しく伝えられていない年休残日数を、年次有給休暇申込簿等の保存期間の5年に遡って復活させること。	年次有給休暇については、法令及び就業規則に基づき取り扱っている。 なお、年次有給休暇の残日数は厳正に管理しており、社員から照会があれば回答している。

2～4項会社回答

年次有給休暇については、法令及び就業規則に基づき取り扱っている。

なお、年次有給休暇の残日数は厳正に管理しており、社員からの照会があれば回答している。

会社回答が2項～4項まで同じであり、組合からの問いに答えていない！

**誠実な回答とはとても思えない！
不誠実団交が行われた！**

誠実団交義務は労働組合法で謳われている！

さらに会社と組合で結んでいる労働協約で

**「団体交渉は、信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行う。」
を会社によって侵害されている！**

不誠実な状況で交渉は続けられない！

労働者の救済機関である「東京都労働委員会」に「不当労働行為救済申し立て」を行い、即日受理されました。

**時季変更権の濫用による年次有給休暇の失効を許さず
適正な要員配置を求める八王子地本集会(仮称)**

2019年11月18日 18:30～ クリエイトホール5階ホール